

日本と韓国の少年司法制度の “これまで”と“これから”

2026年11月14日 土 13:00-16:30
[12:30 OPEN]

会場：立正大学品川キャンパス ロータスホール(13号館B1階)

※山手通り口からご入場ください。

申込方法：以下のフォームまたはQRコードからお申し込みください。

<https://forms.cloud.microsoft/r/27Qc2Fg7Fm>



定員
200名
(先着順)

参加費
無料

報告者

石井 小夜子氏(東京弁護士会・弁護士)

姜 暲來氏(大邱カトリック大学校・教授)

山梨 光貴氏(立正大学・准教授)

金 赫氏(国立釜慶大学・教授)

指定討論者

工藤 弘人氏(瀬戸少年院・院長)

金 賢貞氏(法務研修院・教授)

オーガナイザー／司会

丸山 泰弘氏(立正大学法学部教授)

主催：立正大学法学部・法制研究所

協力：韓国少年政策学会／日本少年非行政政策フォーラム

日本と韓国の少年司法制度の “これまで”と“これから”

オーガナイザー／司会 **丸山 泰弘** (立正大学法学部教授)

日本と韓国における立法と法改正は様々な点で類似し、様々な点で異なる。それは、少年司法を取り巻く法改正も例外ではない。両国では、成人とは異なる非行の原因と対応に対して、特別な対応が求められてきた一方で、世間の耳目を集める事件をきっかけに厳罰化を望む声も大きいという変遷を辿る。このように、少年司法を取り巻く環境は激動の時期を経て現在に至る。

日本では、これまでも少年の非行・犯罪を強調する報道などが繰り返され、法改正が繰り返されてきた。一方で、韓国においても少年司法での

厳罰化が訴えられる世論が高まっている。こういったなかで、少年と向き合ってきた研究者や実務家たちはどのように“これまで”の少年司法をとらえてきたのであろうか。そして、両国にとっての少年司法の“これから”はどのようにあるべきなのか。日本と韓国の研究者と実務家をお招きし、制度や理念の相違点を整理する。そして、これからの少年司法の示唆を得ながら、市民の皆さんと共に少年司法の「これまで」と「これから」を検討したい。

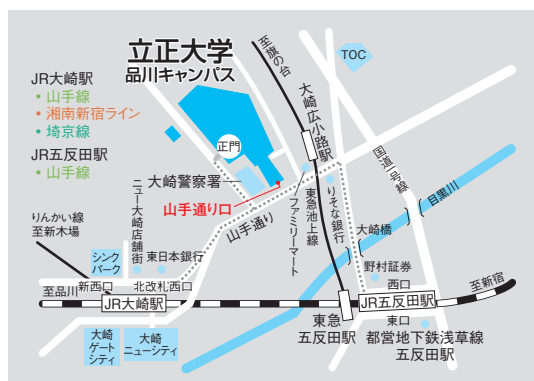


丸山 泰弘プロフィール

立正大学法学部教授。博士(法学〔龍谷大学〕)。

日本犯罪社会学会理事。日本司法福祉学会理事。龍谷大学矯正・保護総合センター博士研究員などを経て現職。2018年から2020年にかけてUC Berkeley客員研究員。

主な業績として拙著「刑事司法における薬物依存治療プログラムの意義」(日本評論社〔2016年: 守屋研究奨励賞受賞〕)、拙著「死刑について私たちが知っておくべきこと」(筑摩書房〔紀伊國屋じんぶん大賞あなたが選ぶベスト30の20位〕)など。Podcast番組「丸ちゃん教授のツミナハナシ」のメインMCを務めるなど各方面でも活躍中。



【会場アクセス】

立正大学品川キャンパス ロータスホール (13号館B1階)

※山手通り口からお入りください

〒141-8602 東京都品川区大崎4-2-16

J R : 大崎駅または五反田駅下車 徒歩5分

りんかい線: 大崎駅下車 徒歩5分

都営浅草線: 五反田駅下車 徒歩5分

東急池上線: 大崎広小路駅下車 徒歩1分

問い合わせ先: 立正大学法学部事務局

E-mail: law@ris.ac.jp